国民健康保険特別会計

噩

保

の

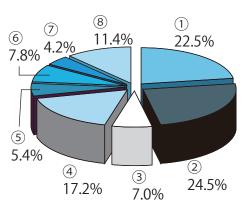
お

知

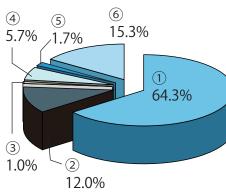
5

世

歳入



1	国民健康保険税	1,489,400 千円
2	国庫支出金 (国からの負担金、補助金)	1,618,053 千円
3	療養給付費交付金 (退職被保険者分交付金)	463,283 千円
4	前期高齢者交付金	1,139,402 千円
(5)	県支出金 (県からの負担金、補助金)	359,811 千円
6	繰 入 金 (一般会計、基金からの繰入金)	517,875 千円
7	繰 越 金	275,496 千円
8	その他収入	756,487 千円
	• 共同事業交付金 (高額医療費共同収入分)	741,073 千円
	・財産収入 (基金の利子)	282 千円
	・諸 収 入	15,132 千円
	歳入計	6,619,807 千円



1	保険給付費(医療費等)	4,257,055 千円
2	後期高齢者支援金	793,708 千円
3	保健事業費 (特定健診事業費等)	67,757 千円
4	介 護 納 付 金	379,136 千円
(5)	総務費 (人件費、事務費等)	110,348 千円
6	その他支出	1,011,803 千円
	・老健拠出金(老人保健受 給者の医療費等拠出金)	34 千円
	• 前期高齢者納付金	609 千円
	• 共同事業拠出金 (高額医療費共同支出分)	775,478 千円
	・ 基金積立金(基金利子)	282 千円
	• 諸支出金 (療給交付金返還金等)	107,688 千円
	• 予 備 費	127,712 千円
		6,619,807 千円

るため、前年度の決算見込額 を基に今年度の予算額を改め 度の決算見込額が明らかにな

提出しています。5月に前年 例年6月の議会に補正予算を

国民健康保険特別会計は、

状況とはなっていません。 すると決して余裕のある運営 療費等や経済状況などを考慮 額では約2億7,500万円 の黒字が見込まれます。 平成25年度の歳入歳出差引 しかし、年々増え続ける医

左の円グラフのとおりです。 て算定します。その内訳は、

国民健康保険税の税率が

度見込まれる医療費等から、 りを国民健康保険税としてご 国、県支出金等を差引いた残 変わります 被保険者の皆さんには今年

世帯当たり)で賦課する方式 等割(一人当たり)・平等割(一 健康保険税賦課額に占める割 益割(均等割、平等割)の国民 度同様に応能割(所得割)と応 資産割を廃止し、 域化方針に従い、 保険財政運営等の都道府県広 負担いただくことになります。 合を50対50としました。 に改定しました。また、前年 ては、国が推進する国民健康 今年度の税率改定に当たっ 所得割・均 今年度から

税負担軽減のために充当しま 基金の平成25年度末残高の全 国民健康保険給付費支払準備 2億7,500万円)に加え、 まのご負担をできるだけ緩和 額(約1億1,200万円)を するため、前年度繰越金(約 となります。被保険者の皆さ 26年度の税率は下表のとおり これらの改定により、平成

国民健康保险税税率 平成26年度

十成20十岁 国民健康休晚优优学				
	医療分	後期高齢者支援金分	介護分	
所得割額	5.74%	3.39%	2.45%	
均等割額 (一人当たり)	22,000円	10,400円	11,100円	
平等割額 (世帯当たり)	17,500円	9,400円	6,400円	
限度額	510,000円	160,000円	140,000円	

証の更新 民健康保险

受診される場合には、 保険加入者の方に、 高齢受給者証を国民健康保険 しています。 効期間の高齢受給者証を郵送 被保険者証と一緒にご提示く 8月1日以降に医療機関を 70歳~74歳の方で国民健康 新しい有 新しい

ださい。

| 肉度額適用認定証をお持

手続きを済まされてい

な

方

限度額適用認定証、

見込まれる方で、

まだ更新

毎年8月1日となっ

7

引き続き高額な医療費

限度額適用認定証

0)

更新

お持ちのうえ、

交付申

是康保険被保険者証、

中請をし

○問い合わせ… ・加入および各種制度 国保年金課国保年金係 ・税額など ・税額など ・税額など ・納付方法など ・納付方法など 収納課収納徴収係 な(55)5088

証の交付申請をしてください。まだ限度額適用認定証をお接関での自己負担額が世帯にとで、入院、外来問わず医療とで、入院、外来問わず医療とで、入院、外来問わず医療とで、入院、外来問わず医療の自己負担額が世帯に応じた一定額まで引き下げられますので、限度額適用認定証をおてください。

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成26年度保険料額決定通知書を送付

平成26年6月20日までに後期高齢者医療制度の被保険者になられた方へ、保険料額決定通知書を7月下旬に送付しています。その後に75歳になられた方や住所を異動された方には、8月以降随時、保険料額決定通知書を送付します。

保険料の算定方法

保険料は、均等割額(41,700円)と所得割額(8.19%)の合計額です。

保険料の軽減

所得の低い世帯の方…所得が一定の基準額以下の場合、所得に応じ、所得割額が5割、均等割額が2割、 5割、8.5割、9割軽減されます。

被扶養者であった方…後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険等(国保・国保組合は除く)の被 扶養者であった方は、所得割額が賦課されず、均等割額が9割軽減されます。

保険料の納付方法

特別徴収…年金からの支払い(年金天引き)による納付方法です。

※口座振替による納付に変更できます。希望される方は、国保年金課または各支所で手続きをしてください。 普通徴収…指定金融機関、ゆうちょ銀行(郵便局)窓口での納付や口座振替による納付方法です。納付書が 届いた方は、納期限までに忘れずに納付してください。

※便利な口座振替を希望される方は、金融機関窓口、国保年金課または各支所で手続きをしてください。 ※すでに国保税で口座振替を利用している方も、後期高齢者医療保険料の口座振替を希望する場合は、改めて申請が必要です。

「被保険者証」の更新

現在使用している「被保険者証」の有効期限は、平成26年7月31日です。新しい被保険者証は7月末日までに郵送しています。8月1日からは新しい被保険者証(ピンク色)をご使用ください。新しく届いた被保険者証の窓口で支払う一部負担金の割合(1割または3割)をご確認ください。収入が次の場合は、申請手続きをすることにより一部負担金の割合が「1割」になります。

被保険者が1人の世帯の場合…被保険者の収入額が383万円未満、または被保険者の方および同一世帯の70歳~74歳の方の合計収入額が520万円未満

被保険者が2人以上いる世帯の場合…被保険者の合計収入額が520万円未満

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

入院や外来などで支払う自己負担限度額や入院時の食事代が減額される「限度額認定証」の有効期限も平成 26年7月31日までとなっています。限度額認定証をお持ちの方で、8月以降も該当する方には、新しい限度 額認定証を郵送しますので申請手続きは不要です。

「被保険者証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の返却

有効期限を過ぎた被保険者証および限度額認定証は、国保年金課または各支所に返却してください。

還付金詐欺にご注意ください

後期高齢者医療保険料、医療費の還付金詐欺事件が多数発生しています。不審な電話や訪問者が来た場合、 口座番号等は絶対に教えず、すぐに警察署に通報してください。

○問い合わせ…国保年金課医療給付係☎(55)5107